

「小売市場重点モニタリング」について

第40回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和元年7月31日(水)



【目次】

- 1. 前回議論の振返り
- 2. 各論点の議論

前回専門会合での委員の意見

- **各委員より小売市場モニタリング制度の趣旨に概ねご賛同**いただいた。今後、具体的な検討を進めていくにあたっては、特に**事業者負担の考慮、モニタリングの実効性**に対する意見などがあった。
- ✓ (新川委員) <u>モニタリングの趣旨に賛成</u>。どういった行為が小売市場において廉売というのかは、独禁法上の可変費を下回る場合は それに該当すると思うが、それが基準になってしまうと、とても安い小売価格が認められることにもなる。10円を一定の基準としても、新 電力にとってはそれでも安い価格水準であるかもしれない。<u>モニタリング対象は、例えばあるエリアのシェア20%以上を占める有力事業</u> 者にするなど、市場毎に見ていけば良いと思う。
- ✓ (松村委員) 小売の価格水準は卸価格が目安になることが正しい。小売部門の卸調達価格と託送料金を足してそれが調達コストとなり、そこから小売価格を見た時に適正な水準かを見る。また、全体の小売価格の平均水準を見るというよりも、個々の契約を見ていくというのは、出発点としては妥当なスタート。モニタリング対象については、旧一しか見ないというのは変。新電力等が現在において有力なコンペティターであり、不当廉売で市場をモノポライズしているというところには到達していないことから、そこまで見るのかというのは一点ある。しかし、アプリオリに(新電力等を)外す必要はない。
- ✓ (岩船委員) <u>モニタリングの範囲はあまり広げない方が良いのではないか</u>。競争市場という環境を通じて、プレイヤーのその小売価格の合理性は向上していくものであり、何でもかんでも監視していくというのはあまり仕組みとして効率は良くないのではないか。自由化の本来の目的として、効率化が進んでいるのか、という視点も忘れないで頂きたい。そのため、<u>申告ベースでも問題ないのではないか</u>。
- ✓ (草薙委員) モニタリング対象は、監視等委員会に申告することをトリガーにするべき。仮に、申告以外に見ていくというと、今後の対応が大変なことになる。
- ✓ (大橋委員)小売価格を中心として、今後規制を作っていくことになる場合は望ましくないと思う。電気小売自由化によって、多様な価格設定が求められており、事業者の工夫の余地を残しておかないといけない。そのため、旧来の電気主体の販売モデルに縛られて小売価格を見ていくというよりも、適取りガイドラインも置き換えていきつつ、ドミナントなプレイヤーをしっかりモニタリングしていく姿勢で見ていけば良いと思う。
- ✓ (中野オブ)小売モニタリングの仕組みは是非とも行って欲しい。旧一電が落ち着いてきているものの、具体的な事例も踏まえて議論されていることが重要であり、モニタリングの仕組みがあってこそ成り立つもの。かつて、自社電源を使って、その安い電源で新しい事業者を排除するかのようなことがあった。落ち着いたからと言って手を緩めることはないようにして頂きたい。

「小売市場重点モニタリング」の実施について(案)~考えられる論点(全体像)

2019年5月31日制度設計専門会合【資料9】より抜粋

● 今回は、前回の本会合において議論した論点①・論点②以外についても議論を深め、「小売市場重点モニタリング」の具体的な仕組みについて検討したい。

「小売市場モニタリング(仮称)」の実施について(案) 〜考えられる論点(全体像)				
● 今後、小売市場モニタリング(仮称)について検討を具体化していくにあたっては、以下の論点が考えられる。今後、議論を深めて参りたい。				
		点	<u>主な検討ポイント</u>	
モニタリング対象・ 基準の基本的 枠組みの考え方	論点①	モニタリング対象者	 通常、問題となりうる廉売をどのように考え、モニタリング対象とする事業者の範囲について、どのように設定することが考えられるか。 	
	論点②	モニタリング対象とする小 売価格の考え方	通常、問題となりうる廉売をどのように考え、モニタリング対象とする事業者の範囲について、どのように設定することが考えられるか。 経済合理性が乏しい等と考えられる取引価格は、どのような基準をもとに判断されることが考えられるか。	
	論点③	廉売その他不正行為に 係るモニタリングの考え 方	・ 廉売行為以外においても、廉売を誘発するようなその他不適切な取引条件の存在が考えられ、そのような取引条件を内容とする小売契約もモニタリング対象とすることも考えられるか。	
モニタリング調査 の方法	論点④	取得すべき情報の項目	 小売電気事業者からの申告のあった契約について、どのような場合に何を調査するか。例えば、モニタリング対象とする小売価格以下となる契約について、当該契約を締結した小売事業者に対して、契約内容、取引時期、取引条件、卸取引の状況等を確認することもあるか。 	
	論点⑤	モニタリング対象小売契 約についての調査方法	当該対象者において、廉売その他の不公正な取引が疑われた際、法的根拠に基づく報告徴収を含め、どのような聴取の方法が考えられか。	
モニタリング調査 結果の取り扱い	論点⑥	公表の方法	 モニタリング状況の結果の公表内容についてどのように考えるか。例えば、エリア毎の 申告件数、指導件数など公表されることが考えられるか。 	
	論点⑦	その他の対応	 廉売その他の不公正取引が疑われた際、どのような対応が考えられるか。仮に指導等を行うとした場合にはどのような考え方に基づいて行うことが考えられるか。 なお、廉売事例が少数にとどまったり、時間的に限定されている場合には、必ずしも、不当廉売は成立しないものと考えられるか。 	

(参考)小売市場重点モニタリングの導入と趣旨

差別的廉売行為に関する当面の対応について ~小売市場モニタリング (仮称) の導入と趣旨

<小売市場モニタリングの導入>

- このような状況変化を踏まえると、差別的廉売について価格面に着目した一律の規制上の運用、 または措置※1を行うことは、将来的な状況によっては必ずしも否定されないものの、当面、それに代 わるものとして、小売市場における公正な競争が行われているか否かを適切に把握するために、必 要なモニタリングを行うこととしてはどうか(小売市場モニタリング(仮称))。
 - ※1 明確に可変費割れの不当廉売に該当する場合など、必要に応じて、個別事案のエンフォースメントを行うことは現時点で も否定されない。

<小売市場モニタリングの趣旨>

- 小売市場モニタリングは、小売市場における競争の持続性の観点を含め、競争の状況を把握し、 その上で廉売行為などに関する電気事業法上の規制の運用や電源アクセスなどに関する政策に ついて、所要の措置を講ずる必要があるか否かを適切に判断することを可能とすることを目的として はどうか※2。具体的には一定の価格水準を目安としつつ、競争者からの申告を踏まえ、取引条件 等を含め、その実態を行政当局が重点的に把握することとしてはどうか。なお、本取組の中で、個 別具体的に法令上問題となる事例、または、そのおそれがある事例を把握した場合については、監 視等委員会において指導、勧告等を行う、または、公正取引委員会に情報提供することも考えら れる。併せて、不当な内部補助の存否に関する判断の基礎とすることも考えられる。
 - ※2 現時点においては、小売営業ガイドライントの問題となる行為(「競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い」 価格での小売供給」)の成立要件については、典型的には、可変費を下回ることが成立要件の一つになるものと考えられ るが、本モニタリングの状況を踏まえ、必要と判断される場合には、事業法上の規制運用の在り方を改めて検討することは 考えられるのではないか。

(参考) 論点①:モニタリング対象者

「小売市場モニタリング (仮称)」の実施について (案) ~考えられる論点(1/2)

論点①:モニタリング対象者

- 小売市場における競争を歪めるという意味で、問題となりうる廉売は、通常、①卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者が不当な内部補助を通じそれを梃子として、その市場支配力を小売市場において利用する場合、及び②小売市場において有力な地位を有する事業者(旧一般電気事業者以外にも新電力も含みうる)による場合が考えられる。
- これら2点を考慮すると、モニタリング対象とする事業者の範囲について、どのように考えるか。 (例)
 - ✓ 旧一般電気事業者及びその関係会社。なお、旧一般電気事業者の関係会社については、事業規模の基準(出資比率等)を具体化する必要がある。
 - ✓ 小売市場において有力な地位を有する小売事業者(旧一般電気事業者に限らない)。 なお、適当な地理的範囲における電圧区分毎のエリアシェアなど何らかの絞り込みを行うことも 考えられるか。

2019年5月31日制度設計 専門会合【資料9】より再掲

(参考)論点②:モニタリング対象者とする小売価格水準

「小売市場モニタリング(仮称)」の実施について(案)

~考えられる論点(2/2)

論点②:モニタリング対象とする小売価格水準

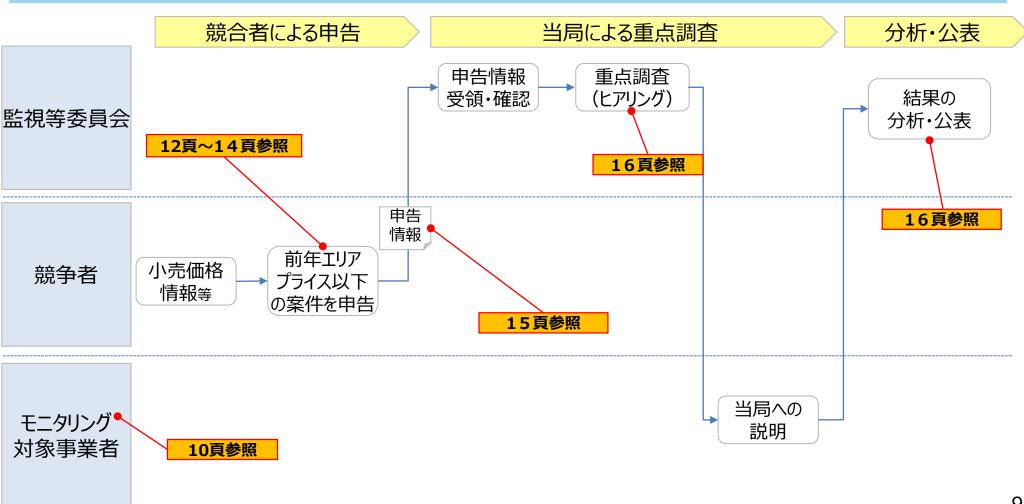
- 全ての小売価格ないし申告案件についてモニタリングを継続することは実務上、困難であり、事業者の負担にもなることから、競争の持続性の観点を踏まえ競争の状況を把握するとのモニタリングの趣旨を踏まえて、その対象を適切な範囲に限定することが必要になると考えられる。
- この点、旧一般電気事業者か否かを問わず、卸市場価格※1以下で小売供給を行うことは、卸市場で売却した方が利潤が期待できるという意味で、通常※2、経済合理性が乏しい可能性があると考えられる。また、このような小売供給に対抗することは、スポット市場を主たる調達源とする新電力にとっても、また、LNG火力発電所を建設した新電力※3にとっても、継続的に取り得る戦略とはならず事業継続を困難にするおそれがある(競争が持続的ではない)と考えられる可能性があることにも留意する必要があるのではないか。
- ※1 卸市場価格の正確な算定に当たっては、取引所・スポット市場のみならず、取引所外の卸相対取引の価格をも勘案することが望ましいと考えられるが、現状では、相対取引の価格情報を取得する仕組みは我が国では存在しない。ただし、卸相対取引も市場価格(先渡を含む)を参照し、機会費用やリスク等を勘案して行われることが合理的と考えられる。
- ※2 例外事由として、例えば、卸市場の流動性が十分ではなく卸市場における円滑な売却が期待できない場合、新規参入者が知名度向上等のため一時的に廉売を行う場合、ある事業者が前年度に顧客に対して著しく安価な小売価格で電気を供給していた場合に当年度における激変緩和を図る必要がある場合が考えられる。
- ※3 現状では、新電力が大規模な発電所を建設する際に最も現実的な選択肢はLNG火力発電所であり、その固定費等を含めた維持費は発電コスト検証WG(平成27年)時点では、13.7円程度とされている。
- このような状況を踏まえ、モニタリング対象とするべき小売価格の水準についてどのように考えるか。なお、卸市場価格以下で売却することが、直ちに独禁法ないし電事法上、不当廉売と評価されるものではないことに留意する必要がある。

【目次】

- 1. 前回議論の振返り
- 2. 小売市場重点モニタリングの詳細設計について

小売市場重点モニタリング実施の流れ(イメージ)

- **当面の対応として、小売市場重点モニタリングを実施する**にあたっては、**以下の流れ**により運用する イメージ。具体的な実施方法については、次頁より説明。
- なお、この重点モニタリングは、小売市場の競争状況を確認する観点から重点的に実施するもので あり、これに限らず、各事業者が監視等委員会に対し個別案件等について情報提供することは、従 前どおり、何ら妨げられるものではない。



内容①:重点モニタリングの対象者について

 前回の御議論を踏まえ、事業者負担を勘案しつつ、電圧毎にも様相が異なる小売市場における 競争に相当程度の影響を与えうる有力性を有する事業者をカバーする観点から、以下、いずれ かに該当する事業者をモニタリング対象者としてはどうか。

前回の事務局提案

モニタリング対象事業者の基準案

旧一般電気事業者及びその関係会社

①当該エリアの旧一般電気事業者

- ②当該エリアの旧一般電気事業者の関係会社(出資比率20%以上)※1
 - ※1 電源調達等を全く別に行っていることが客観的に証明された場合を除く。

小売市場において 有力な地位を有する 小売事業者

- ③ (上記にかかわらず) 特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分の各エリアシェア (契約口数ベース又は販売電力量ベース) が、5% ※2以上に該当する小売電気事業者
 - ※ 2 経過措置料金専門会合とりまとめにおいて「有力な競争者」として 5%程度以上が一つの目安とされていることを踏まえたもの。

(参考) 平成31年4月23日電気の経過措置料金に関する専門会合

2-1-1:有力で独立した複数の競争者の存在より抜粋

<有力であること>

- 競争圧力の検討の際には、シェア※17が有力な材料となるが、必ずしも、それのみで判断できるものではなく、具体的にどの程度のシェアで牽制力を有するといえるか否かについて一意に決定することは必ずしも容易ではない。この点、競争的な電力・ガス市場研究会の議論では、独禁法上の企業結合審査において、有力な競争事業者を論ずる際にはシェア10%程度が一応の目安となっており参考になるのではないかとの指摘もあった。
- 一方で、小売電気事業の場合、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組の継続を前提とすれば、顧客の拡大のために必要となる投資はかなり小さい(設備投資等を行わず顧客のスイッチングを短期的に受け入れる余力は大きい)と考えられることを踏まえる(脚注16参照)と、10%より小さいシェアであっても、エリアの全域で又は一部地域で牽制力を有する可能性はあることに留意する必要がある。
- 以上を踏まえて、「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが 5 %程度以上であることを一つの目安とし、必要に応じて、5 %程度に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断することが適切である。 (中略)

※17 シェアについては、顧客の属性や季節影響に左右される販売金額ベースのシェアはではなく、契約口数ベースのシェアが最も適切に事業能力を表現する可能性があると考えられる。また、指定は供給区域毎に行うこととされていることから、各供給区域におけるシェアを考慮する必要がある。一方で、例えば、使用量の多い法人用の顧客をメインターゲットとする競争者の影響が大きい区域では、契約口数ベースのシェアでは競争圧力を過小評価する可能性があるといった指摘がオブザーバーからなされたことも踏まえ、販売電力量ベースのシェアも参考として確認することとした。

<独立していること>

- (中略)次の事業者はシェアに関わらず、有効な牽制力を有しないとすることが適当である。
 - ア) エリアのみなし小売電気事業者のグループ会社(当該みなし 小売電気事業者及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社)
 - イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を 有さないと考えられる事業者

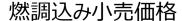
(中略)

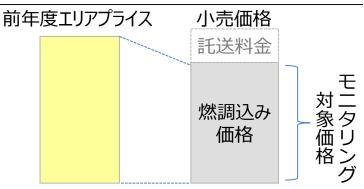
内容②: 重点モニタリングの対象となる小売価格の考え方

- <u>モニタリングの対象となる契約は、卸市場価格を基準として、それを下回るものを基本とすることは、前回会合において概ねご賛同</u>をいただいた。 <u>具体的な卸市場価格の基準</u>としては、本モニタリングの趣旨はあくまで一定の価格水準を目安とした実態調査であり、客観的かつ簡易迅速であることが望ましいことも踏まえ、当該小売供給期間の<u>直前1年間※1の取引所エリアプライス平</u>均以下としてはどうか。
 - ※1 より具体的には、小売供給期間が開始する前の月から直近12ヶ月間の平均をとることとしてはどうか。
- 小売価格との比較※2に際しては、**燃調の取り扱い別**にそれぞれ以下のように取り扱ってはどうか。 なお、一般論として、負荷率等によって小売価格に差異が生じることも考えられるが、簡易迅速性 を重視する観点から、基準価格以下のものについてはモニタリングの対象としつつ、重点調査(ヒア リング)等で詳細を確認することとしてはどうか。
 - ※2 下記の通り、基本料金も考慮した総合単価によって比較するため、**基本料金のみを大幅に値引いているような事例で あっても、これにより総合単価がエリアプライス以下になる場合には今回のスキームの対象**になる。

燃調別立て小売価格 前年度エリアプライス 小売価格 託送料金 除く価格 対象価格 前年度 燃調価格

- 小売価格から託送料金を控除した数値に前年度の燃調平 均価格を加算した数値※が取引所エリアプライス(前年度平 均値)以下か否か。
 - ※基本料金が設定されている場合もあるため、想定される年間総額を 想定需要(又は需要実績)で除す等によりhの総合単価を算出。





- 当該小売価格から託送料金を控除した数値※が取引所エリアプライス(前年度平均値)以下か否か。
 - ※基本料金の取り扱いは同左。

(参考)2018年度エリアプライス

2018年4月1日~2019年3月31日における平均値

エリア	エリアプライス※1
北海道※2	15.03
東北	10.65
東京	10.68
中部	8.88
北陸	8.88
関西	8.88
中国	8.88
四国	8.88
九州	8.35

<参考>JEPX 2018年度スポット市場取引結果

^{※1} 小数点第3位を四捨五入

^{※2 9}月7日から9月26日までの北海道エリアプライスは値無しとなります。

内容③:重点モニタリングの調査対象を把握する方法

- 前回の御議論において、業務効率性等の観点から、申告ベースでのモニタリングが適当ではないかとのご意見をいただいたことを踏まえ、

 当面の対応として、重点モニタリングの対象とする案件は、

 モニタリング対象事業者の競争者からの情報提供をもとに把握することとしてはどうか。
 - ※ 情報提供された案件が小売価格の要件(前述)に該当すると認められる場合に、当該案件を重点調査 (ヒアリング)の対象とする。

<小売価格の要件に該当しない場合の考え方>

- むお、情報提供された案件が小売価格の要件(直前1年間の取引所エリアプライス平均以下)に該当しない場合であっても、例えば、不当に高額な違約金を伴う長期契約など、競争政策上の懸念となり得る行為が存在する可能性は考えられる。
- こうした行為が疑われる場合
 (又は本モニタリングスキーム以外の経路であっても情報提供された場合)には、重点モニタリングの要件に該当しないものであっても、必要に応じて、事業者等に対して調査等を実施する(従前と同様)。

内容4:競争者からの申告時に提供いただく情報

● 競争者から情報提供をいただく際には、**重点調査(ヒアリング)を効率的かつ効果的に実施す**る観点から、以下のような情報が、可能な限り具体的に提供されることが望ましい。

モニタリング対象者の入札価格等の情報

競争者自身(申告者)の入札価格等の情報

ターン①

望ま

い情報提供項目

パ

□ 需要家名

- 需要家等から入手した情報
 - ✓ 基本料金
 - ✓ 従量料金
 - ✓ 託送料金
 - ✓ 燃調費用
 - ✓ 契約電力・受電電圧
 - ✓ 想定需要又は需要実績
 - ✓ 契約期間

パターン②

■ 可能な限り、上記パターン①における情報を取得していることが望ましいが、競争者の提案価格や取引条件に比してどの程度差異があるか、といった情報でも受け付けることとする。

- □ 競争者自身の提案価格
- □ 提案した取引条件
 - ✓ 基本料金
 - / 従量料金
 - ✓ 託送料金
 - / 燃調費用
 - ✓ 契約電力·受電電圧
 - ✓ 想定需要又は需要実績
 - ✓ 契約期間

内容⑤:重点調査における確認事項

- モニタリング対象事業者に対しては、重点調査の対象となった案件について、<u>卸市場価格以下に</u> 小売価格を設定することの経済合理性等を中心にヒアリングを実施することとしてはどうか。その際、例えば、以下のような観点についてヒアリングを行うことが考えられる。
 - ✓ 需要実態や取引条件等を踏まえた小売価格設定の構成・考え方
 - ✓ 電源調達の状況(コマ毎の可変費の状況、社内取引価格の設定状況等)
 - ✓ 必要に応じ、取引条件が申告案件と類似している小売契約の状況
- なお、個別案件の実情等を踏まえ、必要に応じ当局として対象事業者に対し指導を実施することも考えられる。

内容⑥:結果の分析・公表

- 監視等委員会事務局は、本モニタリングの導入趣旨も踏まえ、本モニタリングにより得られた情報 に基づき、今後※1、小売市場の競争状況等※2を整理・分析し、当専門会合に報告する。
 - ※1 実施時期・頻度については、モニタリングを通じた案件の蓄積状況等も踏まえながら、引き続き検討。
 - ※2 B L 市場への供出価格の妥当性を確認する観点からも分析等を行うことも考えられる。
- 加えて、
 <u>半期に1回程度の頻度</u>で、以下の項目を
 公表</u>することとしたい。
 - ➤ エリア・電圧区分毎の、申告件数・指導件数・情報提供内容の要約 等